

デジタル化推進特別委員会記録

令和5年5月10日

【開催日】 令和5年5月10日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	恒松 恵子
委員	白井 健一郎	委員	藤岡 修美
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	河口 修司	庶務調査係長	田中 洋子
議事係主任	岡田 靖仁		

【審査内容】

1 議会タブレット端末等の導入について

午前10時 開会

伊場勇委員長 皆さんおはようございます。それではただいまからデジタル化推進特別委員会を開会いたします。今回、久々に開催いたしますが、まず初めに、前田委員が本特別委員会を辞任されましたので、5名でこれからやっていくこととなりますので報告いたします。それでは議会タブレット端末等の導入についてということで、進めさせていただきたいと思います。まず、事務局のほうから、今までの経緯と今後の予定について、大まかでいいので、報告をお願いいたします。

田中議会事務局庶務調査係長 それでは、今までの経過について大まかですが、御説明させていただきます。まず、2月にタブレット端末と会議システム、二つのプロポーザルを行いまして、業者を選定させていただきました

た。議会タブレット端末につきましては、業者がNTTドコモ中国支社山口支店と4月に契約を締結したところでございます。会議システムにつきましては、キッセイコムテック株式会社と、同じく4月に契約を締結いたしまして、会議システムの名称といたしましては、スマートディスカッション、こちらのほうを導入する予定となっております。今後のスケジュールについてですが、5月26日にNTTドコモがタブレット端末についての研修を行う予定となっております。キッセイコムテックがペーパーレス会議システム、スマートディスカッションの研修を行う予定となっております。そちらの研修の後に、皆様にタブレット端末をお渡しいたしまして、6月定例会から試験的に運用をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 分かりました。タブレット端末の研修が5月26日、そして、議会システムの研修が6月1日ということで、これは議員全員一斉に行われるんですね。

田中議会事務局庶務調査係長 そのとおりです。

伊場勇委員長 分かりました。この研修を行うのは、もうリモートとかではなくて、業者の方が直接来られる。何名ぐらい来られるんですか。

田中議会事務局庶務調査係長 おっしゃるとおり、業者の方が直接来られて研修を行う予定となっております。来られる人数については、把握しておりません。

岡田議会事務局議事係主任 補足をさせていただきます。すみません。先ほど、契約が4月からと申しましたが、正確には3月に契約をしておりまして、実際に打合せ等は4月に入って、現在、進めさせていただいております。また、今申しました研修については、タブレットにつきましては、基本操作、このたび導入いたしますアウトLOOKのメール、そして、LIN

Eワークスの使い方など、議員の皆様がコミュニケーションツールとして使っていただくものを主に重点的に研修していただくように、今調整しているところです。もう一つ、ペーパーレス会議システム、スマートディスカッションにつきましては、そのアプリケーションの使い方ということで、研修内容をお願いしております。

伊場勇委員長 分かりました。今大まかな説明をいただきましたが、まず、この全体の説明の中で何か質問がありますか。

山田伸幸委員 アウトルックを使うということは、メールアドレスが必要になってくるんですけど、これはどうするのでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 メールアドレスのほうも、現在、NTTドコモの方と調整をして、取得していただくように手配しております。ですので、皆様のお手元にタブレットが届く頃には、規定されたメールアドレスが付与された状態で届くと考えております。

山田伸幸委員 今自分が使っているアドレスは、それには載せないということですか。

岡田議会事務局議事係主任 このタブレットの使用に当たっては、そちらのメールアドレスを使っていただけだと考えております。申し訳ございません。補足をさせていただきます。メールも導入しているのですが、先ほど申しましたように、LINEワークスを導入しますので、基本的なコミュニケーションについては、そちらがメインになるかと考えております。

山田伸幸委員 今後予想される議案書だとか、いろんな資料の配布はこのLINEワークスを使って行われるということでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 今おっしゃっていただきました議案等の議会資料につきましては、スマートディスカッションにアップロードする形での配布といたしますか、閲覧をしていただくことになります。

伊場勇委員長 大事な質問だと思いますので、進め方として、今大まかな流れを言っていただきましたが、本日の資料で、まずタブレット導入についてです。これは、NTTドコモが本市にプレゼンを行ったときの公開できる資料ですよ。なので、この中で聞きたいことや詳しいことについては、研修のときに、その業者の方が来られるのでお聞きすればいいかなと思うんですけども、両方行きましようか。もうドコモのほうもキッセイコムテックのスマートディスカッションのほうも、中で気になるところ、サポート面とかになるのかなと思いますけれども、その辺について質問が出るとしますので、質疑しようと思いますので、よろしくお願いします。質問がある方はどうぞ。ないですか。このサポートについて聞きますけども、ドコモのほうは基本、何か不都合があったら、駆けつけサポート対応というのがあるんですけど、来ていただけるというもののなんですか。緊急時によると思うんですけど、サポート体制についてはどういうふうに聞かれているんですか。ページは23ページからかな。23ページと12ページもありますね。遠隔の部分と実質来ていただいて動くところがあるかと思うんですけど、その辺はどうですか。

岡田議会事務局議事係主任 緊急時の対応等につきましては、おっしゃっていただいたとおり、ケースバイケースであるかと思います。基本的には、受付窓口で連絡をして、その場での対応となると思うんですが、どうしても来ていただかなくてはいけないケースが……。すみません、今どういったケースがあるか想定できるものはありません。そういったときには、現状、明文化された取決めはないんですが、ケースに応じて来ていただく必要があれば、お越しいただくようにして対応をお願いしたいと思います。

山田伸幸委員 僕もよく遠隔サポートを受けるんですけど、遠隔サポートを受けるためには、いろいろパソコンあるいはメール、LINE、そういった知識がないと非常に難しいなというのが僕の実感です。私自身は、ある程度、知識があって、何とか会話ができて、それに対して、こういうふうにしてくださいって言うことができます。お任せでもできるんですけど、やはりその点でちょっとスキルが必要かなというのを思っているんですけど、どんなでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 御指摘いただいた点につきましてですが、基本的にNTTドコモとやりとりするのは、議会事務局を想定しております。ですので、そういったスキルですとか、まだ行ったことはないんですが、そういった遠隔サポートにつきましては、適宜対応して、スキルの習得には努めたいと思います。

伊場勇委員長 基本、その故障などは、事務局が預かって、1回見て、それでも無理だったら頼んだり、そこでは遠隔操作で不具合を直したりとか、そういった取扱いになるのかなと思います。ペーパーレス会議システムのスマートディスカッションについても、サポートは、基本的にクラウドでやっていただいて、バージョンアップ等々あると思うので、その辺はどうですか。

岡田議会事務局議事係主任 委員長におっしゃっていただいたとおり、基本的にはクラウドになっていまして、こちらはシステムのことですので、実際にお越しいただくことは特に想定しておらず、全てオンライン等でのやりとりになると考えております。

伊場勇委員長 分かりました。この資料の中で、気になるところがあれば質問を受けますが、いかがでしょうか。使ってみないと分からないところが多々あるかと思います。

山田伸幸委員 ソフトの使い方、具体的に2画面表示をしたいというときに、持込みは恐らく1画面のタブレットだけだと思えるんですけど、こういった2画面表示したときのセキュリティとか、その辺がしっかりしているかなというのは、少し不安なんですけど、どうでしょうか。

伊場勇委員長 2画面表示なので、自分が持ってきたパソコンと一緒に見るということですか。

山田伸幸委員 パソコンというか、ディスプレイだけね。

伊場勇委員長 ディスプレーだけ。会議システムの中で、ミラーリングのことですか。

山田伸幸委員 ミラーリングというのは、同じ画面ですよ。だから、例えば右側に議案出して、左側に資料を出すとかね。

岡田議会事務局議事係主任 今、いただいた点につきまして、すみません。私も不勉強で完全な回答が難しいんですが、まず、タブレットとモニターをつなぐ、これが通常、あまり想定されていない使い方かなと考えます。また、もしそういったことをされるとしても、例えば、スマートフォンのような電子通信を行う媒体で、モニターはそういった電子通信を行う媒体ではありませんので、接続したとして、セキュリティー面で何か問題があるかということも、すみません。ちょっと回答しかねますが、現状、問題ないと考えておりました。一番最初に申しましたように、あまりディスプレイをつなぐということを想定しておりませんので、その辺り、システムが対応しているかということにつきましては、研修の中で御質問をいただけたらと考えます。

伊場勇委員長 ほかに何かありますか。サポートシステムのことですけど、会議システムとか特に、会議でここに来られて使われている最中はいいと

思うんですけど、例えば、家に帰って、いろんな資料を見たり探したりとかするとき、何か聞きたいときがあったりしたときに、何かサポート窓口みたいな、議員がかけられるところというのはあるんですか。

岡田議会事務局議事係主任　そういった場合でも、基本的には事務局のほうにその内容をお伝えいただきまして、事務局と事業者でやりとりをしたいと考えております。

伊場勇委員長　分かりました。少しそこには時間がかかるかもしれないですね。でも、そういうやり方で、まずやっていくということですね。分かりました。実際使ってみないと分からないところがあるので、一連の動作確認を、確認というか、そういうやり方にまず慣れてもらうということですね。

恒松恵子副委員長　22ページで、電波の弱いところはドコモレピータの貸出しができるという記載を拝見したんですけれども、これは大体、何台ぐらい、希望者が多くても対応は可能かどうかの御確認はされていますか。

岡田議会事務局議事係主任　厳密に何台までという数の確認はしておりません。ただ、事前に事務局のほうで皆様の御自宅含め電波状態等は、口頭で確認をしまして、おおよそ電波的に少し脆弱なところに住んでいらっしゃる方というのは把握して、事業者のほうに情報は提供しておりますので、提供した分につきましては問題なく対応していただける旨確認しております。

伊場勇委員長　無料貸与ということですよ。書いていますもんね。分かりました。

藤岡修美委員　資料の8ページ、ペーパーレス会議製品比較で、これ説明あったか私が聞き逃したかもしれないけど、キッセイコムテックが他社に比

べて、会議付加機能で、Z o o m連携とホワイトボード一斉書込というのがオプションであるんですけど、これは今回の契約に入っているんですか。

田中議会事務局庶務調査係長 特にオプションの機能は付けておりません。

岡田議会事務局議事係主任 通常のZ o o mにつきましては、アプリケーションを入れておりますので、使っていただけます。また、L I N Eワークスにおいても、映像での通話も可能です。

伊場勇委員長 このホワイトボード一斉書込もオプションなので、また、追加にお金がかかるところなんでしょうね。そのほかなければ、本題の運用基準のほうに入ろうかなと思います。それでは、運用基準のところを第1条から順に行こうと思います。申請書とか事故報告書についても、事務局にいろいろ見てもらって案を作っていただきましたので、確認したいと思います。それでは、この運用基準の名前は山陽小野田市議会タブレット端末等運用基準と。第1条が趣旨ですね。この基準は、山陽小野田市議会基本条例に則り、議会活動の効率化並びに議員活動の更なる充実及び活性化を図ることを目的として、議長が貸与するタブレット端末及び附属備品の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。趣旨については、これでいいかなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）次に定義ですね。第2条、この基準における会議の定義は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、その他議長が認める会議をいうということです。ここについて、何か質問ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）これ、わざわざ書いているのは、これから後に会議が出てくるので、この会議が何かと言ったときに、ちゃんと定義しておかないといけないということですよ。例えば、政治倫理審査会とかも一応会議になると思うんですけど、その点についての認識はどういうふうに持っていたらいいですか。議長が認めるということですけども。

岡田議会事務局議事係主任 この第2条で定義を設けた点につきましては、今おっしゃっていただいたとおりです。この基準にいくつか会議というものが出てきますので、その会議がどういったものかを明確にするために定義を設けました。また、政治倫理審査会等につきましても、その他議長が認める会議の中に包含できると考え、このように規定しております。

伊場勇委員長 分かりました。何か書類とかがあるわけじゃなくて、事務レベルで、この会議も使うべきだと議長の確認をとれば、オーケーということで進めたいと思います。次に行きます。第3条、タブレット端末等の貸与ですね。議長は、第1条の目的を達成するため、全議員に対しタブレット端末等を貸与する。2、議員は、タブレット端末等を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。3、議員は、タブレット端末等の使用権限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。4、議長は、タブレット端末等の故障等により、議員がタブレット端末等を使用できなくなった場合には、当該議員に対し、別のタブレット端末等を貸与することができる。5、議員は、第1項及び前項の貸与に際し、議長に「タブレット端末等の貸与に関する申請書」を提出するものとするというところがございます。この点について、何かございますか。

白井健一郎委員 第3項と第4項なんですけど、先に第4項のほうから行きます。タブレット端末等の故障等により、議員がタブレット端末を使用できなくなった場合には、議長が、当該議員に対し、別のタブレット端末等を貸与できるとあるんですが、これ議長の裁量によって、その人に貸さないというような場合もあり得る、再貸与しないという場合もあり得るのでしょうか。

伊場勇委員長 それは何条になるんだろうか。禁止事項とかそっちのほうになったときの判断なんでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 委員長におっしゃっていただいたとおり、何か禁止事項に触れて使用を停止されるようなことがあった場合には、お貸ししないということも考えられると思います。ただ、それ以外の部分で、議長が、恣意的に貸与しないことがあるかという点に関しては、議長は皆様の代表として、皆様が選出された方ですので、そういった運用はされないという前提で、この規程等は作成しております。

白井健一郎委員 第4項は分かりました。次に第3項ですけど、タブレット端末の使用権限がなくなったときとありますが、これ22人の議員の中で例えば1人だけとか、1人、2人だけが使用権限がなくなるということは、どういう場合が考えられるのでしょうか。

伊場勇委員長 使用権限についてですね。もちろん議員ではなくなった場合は、権限はなくなるかと思えますし、その辺の説明できますか。

岡田議会事務局議事係主任 先ほど申しました、禁止事項に触れ、使用を中止された場合は、やはり権限がなくなるかと思えます。ただ、それが具体的に何か本当に想定されるかと言いますと、やはり議員の皆様、議会の品位を重んじた使用をしていただけたらと思っておりますので、規定はもちろんしておりますが、該当するものがないものと信じております。そして、委員長がおっしゃっていただいたように、議員でなくなられた場合も当然権限がなくなりますので、そういった場合には御返却いただくこととなります。

伊場勇委員長 ということでございます。この第3条第5項に、申請書というのがありますけど、これは全員に書いてもらわないといけないということですね。これを書く時期は、タブレット端末が来的时候ですね。いつを想定されていますか。

岡田議会事務局議事係主任 この基準が策定されまして、そして、実際に皆様

にタブレットをお渡しする際に、引き換えるような形で御記入をいただきたいと考えております。

伊場勇委員長 分かりました。研修のときになるんですかね。

岡田議会事務局議事係主任 現実的には、6月1日にペーパーレス会議システムの研修を行います。その際に御記入いただきまして、引換えにお持ち帰りいただくことを考えております。

伊場勇委員長 分かりました。なので、さっき大まかな流れを言ってもらいましたが、5月26日に一旦タブレット端末の研修をするけど、そのときはまだ持って帰らないということで、6月1日の研修が終わった後、その申請書を書いてもらって、持って帰ってもらうことですね。分かりました。なければ次に行きます。続きまして、タブレット端末等の管理ですね。第4条、議員は、タブレット端末等の使用に当たっては、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけなければならない。2、議員は、タブレット端末等の使用に当たっては、パスワード管理等を適切に行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。3、議員は、議長が実施するタブレット端末等の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。4、議員は、市議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のため、可能な限りタブレット端末等を携行し、伝達情報の有無について確認するように努めなければならない。5、議員は、タブレット端末等を会議に持ち込むときは、あらかじめタブレット端末を充電しなければならないと。丁寧に書いております。パスワード管理というのは、事務局は知っているんですよ。それと議員で管理するということですか。

岡田議会事務局議事係主任 おっしゃるとおり、このタブレットに関するパスワードにつきましては、全て事務局も把握している状態にしたいと考えております。そして、実際にパスワードというと少し大げさかもしれま

せんが、電源をつけて、ピンコード等の管理を適切に行っていただきたいという趣旨で記入をしております。

伊場勇委員長　そうですね。しっかり使ってくださいという思いもこもっているように思いますが、よければ次に行きますね。第5条は、タブレット端末等の使用範囲ですね。タブレット端末等の使用範囲となる活動は、次に掲げる議会活動及び議員活動とする。（1）会議でのペーパーレス化の取組、会議に関する市議会事務局との情報伝達、議員派遣による活動等の議会活動。（2）議員活動のうち、次に掲げるもの。ア、政務活動、イ、行政調査、ウ、市民への情報提供、エ、議員相互の情報伝達、オ、市議会事務局又は市執行部からの情報提供、カ、災害時における緊急通信、キ、市民相談への対応、ク、その他市民の利益に資する活動としております。次に、タブレット端末等の使用範囲外となる活動は、次に掲げる活動とする。（1）議員活動のうち、次に掲げるもの。ア、所属する政党、政治団体等の運営に関する活動、イ、議員個人の後援会や選挙に関する活動、ウ、議員個人の交際に関する活動、エ、その他市民の利益に資する活動とは言い難いもの。（2）私的な活動ということにしております。先ほどですね、良識ある使用を心がけなきゃならないと言って、使用範囲をこういうふうにしております。皆さん、良識ある方々だと思いますので、基準として、これを上げておりますが、最後にその他のところを入れていきますので、これでいいのかなと思っています。これ入れておいたほうがいいじゃないかというのがあれば、御意見いただきたいと思うんですけど。

白井健一郎委員　第2項の（2）なんですけど、私的な活動とあります。この私的というのが、解釈がかなり難しくなるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。例えば、私たちは、家にいるプライベートでも、市議会議員の立場もありますから、そこで何かこうトラブルが起こったり、あるいは自分が調査したいと思ったことは、議員の立場で調査するわけですね。家にいても、家から出てもですね。だから、私的な

活動というので、どの程度限定できるのか、どうお考えですか。

岡田議会事務局議事係主任 今回の点につきまして、第5条第1項の第1号と第2号を御覧いただきたいんですが、やはりタブレット端末を使う活動としては、議会活動と議員活動。議員活動に関しては、そのうちで、特にきちんと市民の利益に資すると言える活動と規定しています。それを踏まえた上で、白井委員がおっしゃったように、御自宅でも、議員として活動され、なおかつそれが議員活動のうちで、この第5条第1項第2号に該当するものであれば、問題なく使っていただけたらと思います。私的な活動というのが、場所ですとか、そういったことには限定されず、その活動が市民の利益に資するものであるかどうか、これを一つ基準として、御使用に当たっては検討していただきたいと思います。

伊場勇委員長 ここについては、どこまでかというのが使用する方に委ねられている部分ですよ。

藤岡修美委員 ちなみに、山口市議会の私的活動の例として、家庭人としての日常生活に該当する活動、それから趣味等の諸活動という定義づけがありました。

伊場勇委員長 そこを入れるかどうかですね。山口市の基準ですか。そうですね。家庭人としての日常生活に該当する活動、趣味等の諸活動と細かく書いております。趣味は議員活動じゃないんじゃないですかね。（発言する者あり）それでは、私的な活動についてはこのままでいいんじゃないかと。議員の良識の中で、この私的な活動というのをしっかり判断していただくということにします。続いて第6条ですね。インストールするアプリケーションソフトについてです。議長は、タブレット端末等の貸与に際し、次のアプリケーションソフトをインストールするものとする。（1）ペーパーレス会議システム、（2）オンライン会議システム、（3）メール、スケジュール管理、コミュニケーションツールについて

です。この具体的なシステム名等々については、もう一度、説明してもらえますか。ここは何に当たります、これは何ですみたいなどころをお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 では御説明させていただきます。まず、第6条第1号ペーパーレス会議システム、こちらは、この度は、キッセイコムテック株式会社のスマートディスカッションになります。続きまして、第2号のオンライン会議システム、こちらは、Z o o mになります。また、第3号のコミュニケーションツールとも重なってきますが、会議をするということだけでしたら、L I N Eワークスも可能かもしれません。そして、第6条第3号のメールにつきましては、アウトルックのメール。スケジュール管理、コミュニケーションツールにつきましては、L I N Eワークスが具体的なアプリケーションになります。

山田伸幸委員 公式ラインとかは入らないんですか。

岡田議会事務局議事係主任 市の公式ラインにつきましては、現状のところは想定をしておりませんでした。L I N Eワークスにつきまして、どういった機能が具体的にあるか、私どももまだ完全に把握しておりませんので、その辺りは検討といいますか、どういったものになるか、実際に使用しながら考えていきたいと思えます。

山田伸幸委員 説明を読むと、L I N Eとの連携ができると書いてあるんですよ。だから、その中で、私が議員活動あるいは市民への情報提供活動で使っている公式L I N Eなどが、それにリンクされたら、そのタブレットのほうから情報アップなどができるんだけど、それはどうなのかなということとは知りたかったです。

伊場勇委員長 なるほど。ふだん使っているL I N Eも、このタブレットで見ることができて、いろんな情報とか、そういうところもできるのかどう

かということですね。

岡田議会事務局議事係主任 LINEとの連携が可能なことは存じております。

ただ、私どもが確認しましたのが、このLINEワークスを、例えば、皆様お持ちのスマートフォンのほうで見れるか、その点については確認をしたのですが、山田委員におっしゃっていただきました逆のほう、そちらについては確認をまだしておりませんので、今後、確認をさせていただきたいと思います。

伊場勇委員長 研修までに確認できたらいいですね。

藤岡修美委員 今この第6条で、アプリケーションソフトをインストールするものを指定してありますが、これ以外に、例えば、何か違うソフトが時代に応じて、必要というか、あったらいいなというソフトがあったときに、取り入れる場合の何か規定みたいなものは。ちなみに山口市議会の場合は、アプリケーションソフトのインストールに関する承認申請書というのを設けて、議長の承認があれば、許可するみたいな条項があるんですけど、この辺りの検討はされましたか。

岡田議会事務局議事係主任 そういった条項があることは、事前に情報を頂いていまして存じておりました。あえてこの運用基準の中には入れておりません。というのが、このたび、議員の皆様方、初めて導入をされて、どういったソフトがこれから具体的になるか、まだ不透明なところがございます。そして、皆様それぞれに割当てられたギガの容量等ございまして、あとは、Wi-Fiにつないだときに、皆様が同じタイミングで、容量大きい作業をされてしまうと、Wi-Fiを圧迫するといったような、そういったハード面での問題も想定され得ると考えまして、現状のところ、新たにアプリケーションを追加していただけるものなのかどうかも分かりませんので、当該規定は現在、外しております。

伊場勇委員長 分かりました。でも、本当に必要なアプリケーションがあつて便利なものが多分、次々と出てくるので、これ以外に、今キッキング作業で、ドコモにしっかりやってもらっているものプラスアルファのものは、恐らく入ってくるであろうと想定できるので、そのときは、ハード面も含めて、少し変えていかなければいけないのかなということですね。そのときは、また基準を変えないといけませんよね。分かりました。大事な観点だと思いますので、意見として出てきたものとして扱おうと思います。次に行ってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次は遵守事項ですね。第7条、議員は、タブレット端末等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。（1）議員の責任において情報の受信及び発信を行うこと。（2）データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。（3）タブレット端末等に関する保全措置を講ずる必要がある場合において、議長の指示に従うこと。（4）情報漏えいがあったときに速やかに実情を把握し、議長に報告し、及び必要な措置を講じることとあります。情報漏えいがあったときに速やかに実情を把握し、議長に報告は、なかなか難しいかもしれない。議長というか、事務局に電話するんですよ。情報漏えいとはどういったことが想定されますか。

岡田議会事務局議事係主任 個人情報ですとか、そういった秘密の資料というのは、基本的にはタブレット端末等には入れ込まないことを想定しております。ただ、そうは申しましても、例えばですが、議案の人事案件。こちらは、個人情報を書かれるものが議案になっておまして、議会が終わった際に、その個人情報に該当する部分については、ホームページ上から削除するといった手続をとっているものがあるように、やはりそうは申しましても、何かしら議会活動、議員活動をする上で、そういった情報が100%この中に入り込まないとは言い切れないところがございましたので、そういったものがあつたときに、情報漏えいをされないように努めてください。そして、されたことを把握した場合は、速やかに御報告くださいということで規定をさせていただいています。また、議長

に報告し、といたしますのが、議会事務局は議長の補助機関でございますので、事務局を通して、御報告いただいた場合には、私どもも速やかに議長に報告するようにはさせていただきます。

伊場勇委員長 では第8条に行っているんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）第8条は禁止事項についてです。タブレット端末等の使用に当たり、次に掲げる行為を禁止する。（1）タブレット端末等の改造、交換、拡張機器の追加、動作環境の変更を行うこと。（2）タブレット端末等の性能、機能等を変更すること。（3）個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を公開すること。（4）会議において、次に掲げる行為を行うこと。ア、電子メールの送信、SNS、インターネット掲示板等への投稿。イ、議事の内容に関係ないインターネットサイトの閲覧。ウ、通話。エ、会議等の録音又は写真・動画の撮影。オ、タブレット端末の操作音、電子音又は振動音が鳴動すること。カ、その他会議等に関係ない目的での使用。（5）貸与されたタブレット端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続を行うこと。（6）貸与されたタブレット端末以外の私物端末で、市が本会議場等に設置したWi-Fiに接続すること。（7）国外でモバイルデータ通信を利用すること。（8）その他この基準に反する行為を行うことと定めております。これについて。

白井健一郎委員 第8条の（3）に関して、少し疑問に感じるんですよね。自分が誰も知り得てない情報を何らかの手段で獲得したときに、それを例えばネットで明らかにするというのも、一つ認められるんじゃないかと思っています。政治活動としての場合、この（3）だと、特に並びにの後ですよね。市議会及び市において公開されていない情報を公開すること、これを丸ごと禁止するというのは、やり過ぎじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

伊場勇委員長 この文章の解釈についてもそうですし、議員が使用するに当た

って良識を基に使うんですけど、この文言についての解釈の仕方も一つあるかと思いますが、事務局どうですか。個人のパソコンでも議員がしていいことと悪いこと、そこになるかと思うんです。時間がたったので一回休憩します。暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

伊場勇委員長 それでは休憩を解きまして再開いたします。先ほど白井委員から、(3)の市議会並びに市において公開されない情報公開すること、こちらが禁止事項になってはいますが、これの解釈について、事務局からの回答をお願いします。

岡田議会事務局議事係主任 まず、この第8条第3号を規定した趣旨としては、このタブレットを会議で運用するに当たりまして、やはり事務局等々で準備行為をさせていただきます。議案のデータ等をアップロードしたり、そういった作業を含んで、全て準備行為になるんですが、そういった際に、どうしても、まだ、市議会や市において公開されていない情報をシステム中に入れ込むことがございますので、そういったものについて、みだりに公表、公開することを避けていただきたいという趣旨で規定をしております。

山田伸幸委員 (5)ですね。貸与されたタブレット端末からの情報漏えいを防止するため、私物パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続を行うこととなっておりますが、特定されたデータをメール等で送ることは可能なんでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 特定されたデータをメール等で送る。例えばです

が、ペーパーレス会議システム、このスマートディスカッションから、何かしら議案の一部をダウンロードする、そして、それをタブレット端末等の中にあるアウトルックのメールから、議員御自身のメールアドレスに送っていただく、そういった作業は可能となっております。

山田伸幸委員 私もよくやるんですけど、配布されたデータに、手持ちのデータをクロスさせて、よりデータを豊かにしていくということもよくやるんですけど、そういったことは可能になるんですか。それをまた戻して使うというのは。

岡田議会事務局議事係主任 先ほど私が答弁したことに加えて、取得したデータを加工して、更にタブレットにメール等で添付ファイルとして送って戻すということは可能であると考えています。

伊場勇委員長 そのほか大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは次に行きます。第9条は違反行為に対する措置。議長又は会議の長は、この基準に反する行為を行い、又は行おうとする議員に対して、直ちに当該行為を中止するよう勧告するものとする。ただし、再三の勧告によっても該当行為が改められない場合は、議長又は会議の長はタブレット端末等の使用の停止を命ずることができる。2、前項に定めるもののほか、議長は、タブレット端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、タブレット端末等の使用中止を命ずることができるとしております。これについて、どうでしょうか。

山田伸幸委員 例えば、個人データが入ったものを公開するというのは、個人情報保護に違反する行為ですよね。そういったのが、もしあった場合に使用停止しか書いてないんですけど、それはいいんでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 この基準があくまでタブレット端末を運用するに

当たっての基準ですので、タブレット端末の中止を命ずるところまでを規定しております。それ以上のことになると、その他条例法律等でのステージの話になってくるのかなと考えております。

伊場勇委員長 そのほか大丈夫ですか。それでは次に行きます。次は費用負担について。第10条、議員は、タブレット端末等を紛失し、又は破損した場合において、その原因が当該議員の不適切な使用又は管理に伴うものとして議長が認めるときは、タブレット端末等の購入又は修理に要する経費を負担するものとする規定しております。このことについて。

山田伸幸委員 例えば、交通事故に遭って破損したとか、そういう場合はどういふふうになるのでしょうか。

岡田議会事務局議事係主任 このことに関しましては、申し訳ございません。ケースバイケースですので、一概に言えないことが一つございます。と言いますのも、例えば、今の交通事故のケースでも、御自身の過失により事故を起こしたときと過失なく事故に巻き込まれたとき、様々なケースが考えられます。ですので、個別の事案に対して、管理が適切であったかどうかという判断になるかと思えます。

山田伸幸委員 実は先日、私の自分のノートパソコンをかばんに置いて車に乗り込む際に、手が塞がっていたので置いたんですね。それが倒れて、そこに車が走ってきてひかれて、ディスプレイが壊れてしまったんです。割れたんじゃなくて、ディスプレイがタイヤの部分だけそっくり表示されなくなったという、これを過失というのかどうなのか。その点、何か判断できますか。

岡田議会事務局議事係主任 こちらは、やはり議長に御判断いただくこととなりますので、私から今の事例についてどうこう言えるものではないのですが、今の点ですと、やはりその置いたことが過失に当たる、過失とい

いますか、不適切な管理に当たるかどうかという判断にはなると思います。その判断をどうされるかということについては、すみません。この場での回答はいたしかねます。

伊場勇委員長 いろいろ状況があると思います。客観的な視点から見て、議長がどう判断するか。その他、法令等もいろいろ触られた中でやると思っています。それでは次に行きます。次はタブレット端末等の代用について。第11条、議員は、タブレット端末等以外の情報関連機器を使用して、第6条のアプリケーションソフトを使用することができる。この場合において、議員は、第4条、第7条及び第8条の規定に準じ、情報関連機器を適正に使用しなければならない。2、議員は、情報関連機器の使用を行おうとする場合には、議長に「タブレット端末等以外の情報関連機器の使用に関する承認申請書」を提出し、承認を受けなければならない。3、議員は、前項の承認を受けた情報関連機器の使用をやめた場合には、速やかに議長に届けるものとする。また、情報関連機器を紛失し、又は破損した場合も同様とするということでございます。このタブレット端末等以外の情報関連機器を使用することが想定されるので、これがあると思うんですけども、どういったことを今想定されて、運用していくのか、それをまず説明してもらえますか。

岡田議会事務局議事係主任 タブレット端末以外の情報関連機器につきまして、一つの例としまして、LINEワークスを扱うに当たりまして、皆様のお持ちのスマートフォンと連携をさせる、こういったことを想定して規定しております。

山田伸幸委員 その点も大事ですけど、私たちは大丈夫なんですけど、もし障害をお持ちの方が議員になられたとき、いろいろ障害があろうかと思うんですが、そういった方が使えない場合ですよ。いろんな形で、そういうパソコン機器を御自分の努力で使われるようにしておられる方が議員になったときに、この規定で、それを代用することができるかどうか

ですよね。その点どう考えますか。

岡田議会事務局議事係主任 今回の御質問に当たって、まず、そういった方々におかれまして、特別な機器が必要である。そして、それが代用可能であるということでありましたら、まず、この規定で可能な限り対応していきたいと考えています。そして、このタブレット運用基準ですが、一度規定して、それで終了とは思っておりません。やはり時代が進むにつれて、様々な社会情勢といいますか、機器のこの関連のものにも変化が出てくると思います。そのたびに、必要に応じて改正はしていくものと考えておりますので、今、具体的にそういったところまで想定しては作っておりませんでした。必要が出てきましたら、その都度、改正を行いまして対応したいと考えます。

山田伸幸委員 この基準は条例ではありませんので、議長がこのように変えなさいと言え、それでできるということですよ。

岡田議会事務局議事係主任 はい、委員のおっしゃるとおりです。

伊場勇委員長 ほかによければ次に行きます。では次に事故があった場合の対応。第12条、議員は、タブレット端末等の紛失、破損、故障、ウイルス感染等の事故があった場合には、速やかに議長及び市議会事務局に報告しなければならない。2、議員は、前項の事故があった場合には、速やかに議長に「事故報告書」を提出するものとする。3、議員は、第1項の事故があった場合には、自己の責任において誠実に対応するものとするとしております。ここでどういったものがあつたかということは判断する。もちろん議員は、誠実に対応するものとするとして書いております。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後の補足として、第13条、先ほど山田委員もおっしゃいましたが、この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長がデジタル化推進特別委員会の意見を聴いて定めるとしてしております。議長が定めるものですので、今日頂いた意見も

含めて、この補則事項にも載せますけども、事務局と議長と協議をして、この基準を決めたいと思っています。補則についてはいいですか。

山田伸幸委員 デジタル化推進特別委員会の意見を聴いてとなっているけど、いつまでもあるとは思わないんですけどね。今はこれでいいと思います。

岡田議会事務局議事係主任 こちらの規定、特別委員会ですので、常にある常任委員会と性質を異にしているということは把握しております。この委員会が存続する限りにおきましては、やはりタブレット端末等を導入した経緯等、一番お詳しいのがこの委員会ですので、議長にも意見を聴いていただいて定めると規定しております。ただ、今後、例えば特別委員会として解散されたとき等はどのように規定するか、そのときに考えたいと思っております。

伊場勇委員長 第1条から第13条まで、今ざっと行きました。いろんな考えられる状況をイメージしていただいて、そのとき、これどうなんだという意見も結構出たかなと思います。ありがとうございます。

山田伸幸委員 様式の第1号、このことについてから始まるというのは、よくないんじゃないでしょうか。このことについてと始まるのは、初めて見た気がするんですけど。

岡田議会事務局議事係主任 このことについてということが、タブレット端末等の貸与にかかっておりますので、そこを明確に……（発言する者あり）

山田伸幸委員 これは言葉として、表題に対して、これが引っかかるということはあり得ないですか。その前にその文書があつて、それにかかるなら分かりますけれど。

岡田議会事務局議事係主任 文章として、表題にかかってこのように始まる文

章もございます。ただ、この書き方を皆様が不適切と思われるのであり
ましたら、この部分を具体的に特定して変更することは可能でございま
す。

伊場勇委員長 そうですね。今の意見も大事かなと思うので、そこは事務局と
委員長と議長に任せてもらったらいいかなと思っています。僕もそう言
われると確かにそうかなと今思っていますので、協議して決めさせてい
ただきます。ありがとうございます。様式もざっと見ていただきたいと
思いますが、第1、第2、第3とございます。

山田伸幸委員 各様式に印とあるんですけど、これのけるんじゃないですか。
印がいるんですか。

伊場勇委員長 印鑑ですね。サインでもいいものなのか。

岡田議会事務局議事係主任 印鑑が必ず必要という規定はございませんので、
皆様のほうで、例えば、署名のみで対応できると判断いただきましたら、
特にここを変えることは問題ございません。

伊場勇委員長 サインでいいんじゃないですか。自署でね。それでは、ここは
自署に変えましょう。第1、第2、第3の様式についてもそうですね。
特に印って書かなくても、そのときの対応によるかな。よろしいでしょ
うか。（「はい」と呼ぶ者あり）この様式第2号について、6月1日に
出してもらう感じですか。

山田伸幸委員 例えば、再交付するとか、再貸与するとかの決定をこの事故報
告の下に入れておくとかですね。こういう報告を受けて、どういう処置
をするとか、そういったのも必要じゃないんでしょうか。

伊場勇委員長 第3号ですね。事故報告書にそういう追加する欄、後どうする

かというところも必要なのかな。報告なので、まず、報告をする書面で
すよね。これは別にとりう話になるんですか。

岡田議会事務局議事係主任 すみません。今の御意見に対して、この場でどの
ようにすべきという結論までお出しするのが難しいので、今そういった
御意見を頂いたということで、また、策定に当たって協議して考えたい
と思いますが、それでよろしいでしょうか。

伊場勇委員長 今回の意見も、その運用に当たってあったほうがいいのかと思
う部分もあるし、別書面のほうが取扱いやすいのかなど。本人に交付す
るときは、もちろん書面が必要だと思います。そのほかよろしいでしょ
うか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようなので、運用基準については
以上とします。たくさんの意見が出ましたし、また、これは先ほど事務局
も言いましたけど、使っている中でいろいろな事案が出てくると思
います。その都度、この委員会で協議しながら、議長にその意見をお伝え
して、また、この基準の変更等々していきたいと思いますので、よろし
くお願いします。今日、確認したいことについては、できたかなと思っ
ておりますけれども。

白井健一郎委員 軽い提案なんですけれども、このタブレット端末のケースと
いうんですか。ただ、衝撃吸収がついているようなものとか、そういう
のを……（発言する者あり）ありますか。それから、タブレット端末を
家に持って帰らないという人もいると思うんですね。家ではパソコンを
使うし、紛失とか余計な気を使いたくないと。そのときに、例えば、ど
こかに置ける場所があったら、ありがたいなと思ったり、少し考えてみ
てください。

伊場勇委員長 事務局で対応も考えているところもあるかと思ます。

岡田議会事務局議事係主任 御提案いただきましたケースにつきましては、ケ

ースが付いた状態で皆様のお手元に渡るようになっておりますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。また、次に持ち帰りにつきましては、運用基準で、なるべくお持ちいただくようにということで規定しておりますし、連絡手段が、こちらのタブレットにスマホと連動させることも可能ではありますが、タブレットに移ることもありますので、あまり事務局に置いておくということを想定はしておりませんでした。保管方法につきましては、検討させていただきたいと思っております。

伊場勇委員長　そうですね。事務局で保管していただきたいという事案が起こるかもしれませんので、そのときは対応しないといけないので、今のうちに考えていただけたらと思っております。視察、研修会とかに持っていきべきだと思っておりますね。ありがとうございます。そのほかにもございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）でしたら、この運用基準を26日までに必ず作らないといけないので、頂いた御意見を参考に考え、議長にお願いしようと思っておりますので、よろしく申し上げます。できたものは、また、皆さんにメールで送らせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。そのほかになければ終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは以上で本日のデジタル化推進特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前11時25分　散会

令和5年（2023年）5月10日

デジタル化推進特別委員長　伊　場　勇